

相続財産の〇〇%が不動産！？

40分で分かる！ 不動産と相続

相続・贈与相談センター 赤坂支部
アイリス税理士法人

相続・贈与相談センターのご紹介



相続・贈与相談センターは
全国100地域の加盟会計事務所と
相続コンサルタントにより
構成された全国組織です。

個人と社長の相続や事業承継の
悩みに対応できる地域ナンバー1
事務所を目指しております。

各士業や企業との連携により、
税法・不動産・保険等、相続・贈与に関する
ワンストップサービスが受けられます。


書籍出版のご案内について

2021年9月に当事務所の代表税理士・城行永が共著した書籍が出版されました。相続の基礎知識や手続き、税金対策や新しく改正施行された法律などをご紹介します。ご興味お持ちでしたらお送りいたしますので、ぜひ、ご連絡いただくと幸いです。


令和最新版

プロが教える！

相続手続きと生前対策 ハンドブック



相続に関する様々な疑問を
わかりやすく解説します！



はじめて相続に対処する人のための相続の基礎知識と、各種手続き方法、“節税・遺言・贈与”などの生前対策をやさしく解説しています。

相続 手続き 生前対策

アイリス税理士法人
城 行永

ACCS
ACCS Consulting Co., Ltd.

令和最新版 プロが教える！

相続手続きと 生前対策ハンドブック

4つのポイントでやさしく解説しています！

- 相続の基本を知ろう
- 相続トラブル事例
- 事前に確認しておきたい相続後の各種手続き
- 失敗しない生前対策

目次

- 1 不動産の相続について
- 2 不動産の価格は一つじゃない?!
- 3 不動産に関わる税金の基本
- 4 相続を円滑にするための対策や運用
- 5 小規模宅地等の特例について

※ 本来、相続が発生する前は、被相続人を「財産所有者」「資産家」「経営者」、相続人を「推定相続人」などと呼びますが、このセミナーの都合上、【被相続人】【相続人】で呼ばさせていただきます。また、相続税法や民法の適用には条件があります。

1

不動産の相続について



Q. 相続財産の金額の割合で一番大きいものは？

① 土地

② 現金・預貯金等

③ 有価証券

A. 相続財産の金額の割合で一番大きいものは？

① 土地

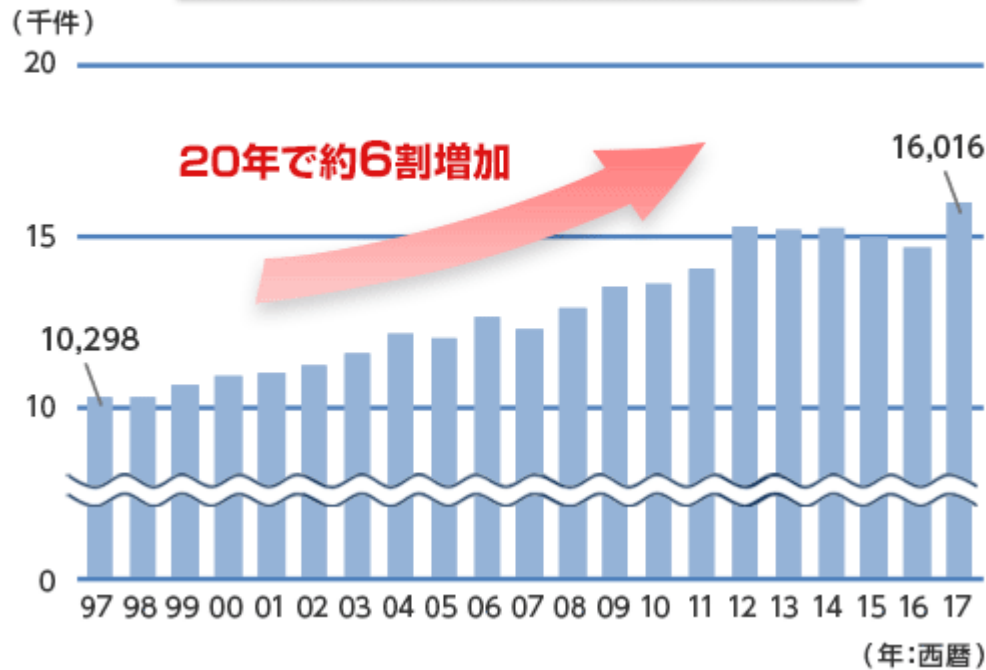
相続財産の金額の構成比の割合（令和2年度）



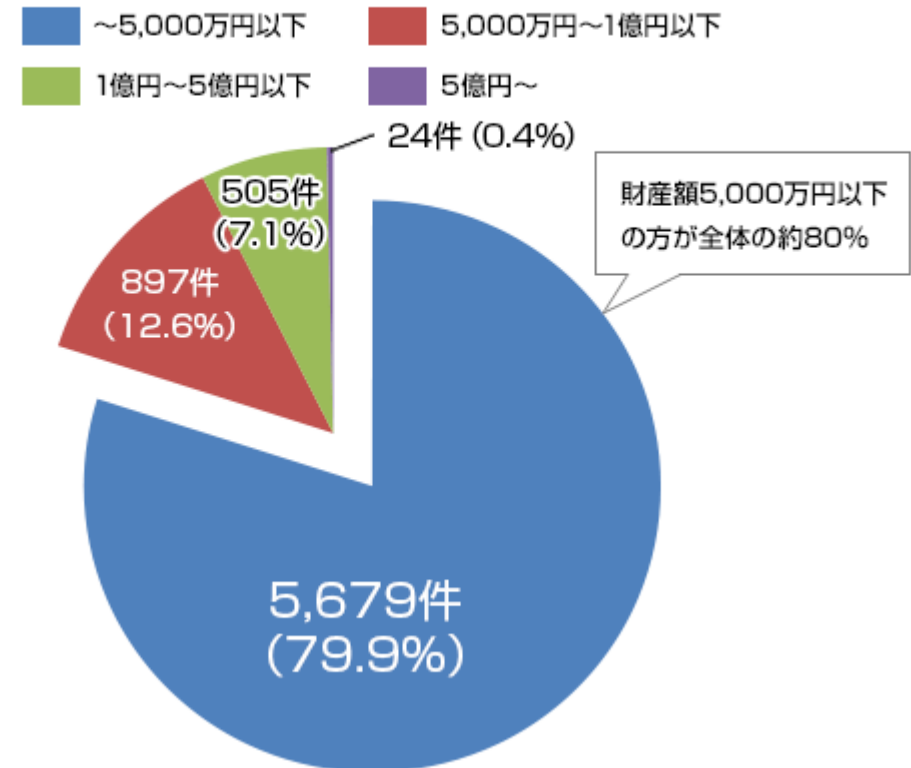
国税庁 令和2年分相続税の相続税の申告事績の概要より

遺産分割をめぐる争いの状況

遺産分割事件の新受件数（調停・審判）



相続財産額別の件数 ※2017年度分

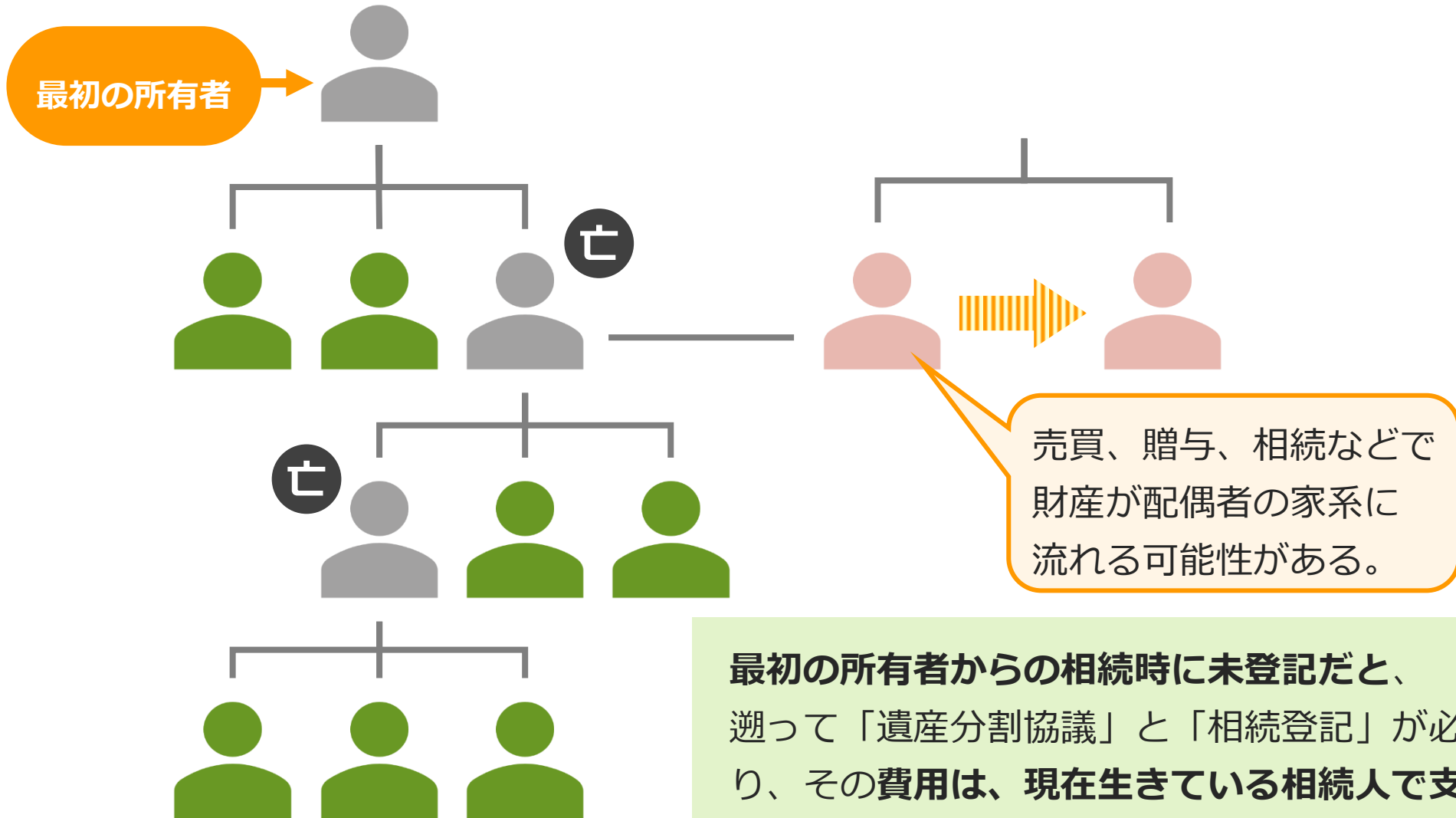


裁判所 司法統計 より

遺産分割の争いは増加傾向で、相続額に関わらず発生している

不動産の失敗理由はさまざま！

一方で相続未登記や、計画性の無い相続を行うと



最初の所有者からの相続時に未登記だと、
遑って「遺産分割協議」と「相続登記」が必要となり、その費用は、**現在生きている相続人で支払う**。
また、未登記への過料等の罰則も検討されている

相続クイズ



トラブルや問題になりやすい不動産の相続の対策を行い円滑な相続をめざしましょう。

2

不動産の価格について



不動産の価格は一つじゃない？！

不動産には、

公示地価

・

基準地価

・

路線価

・

実勢価格

などさまざまな「価格」があります。

相続時、売買時、固定資産税など場面によって使い分けます。



不動産の価格は一つじゃない？！

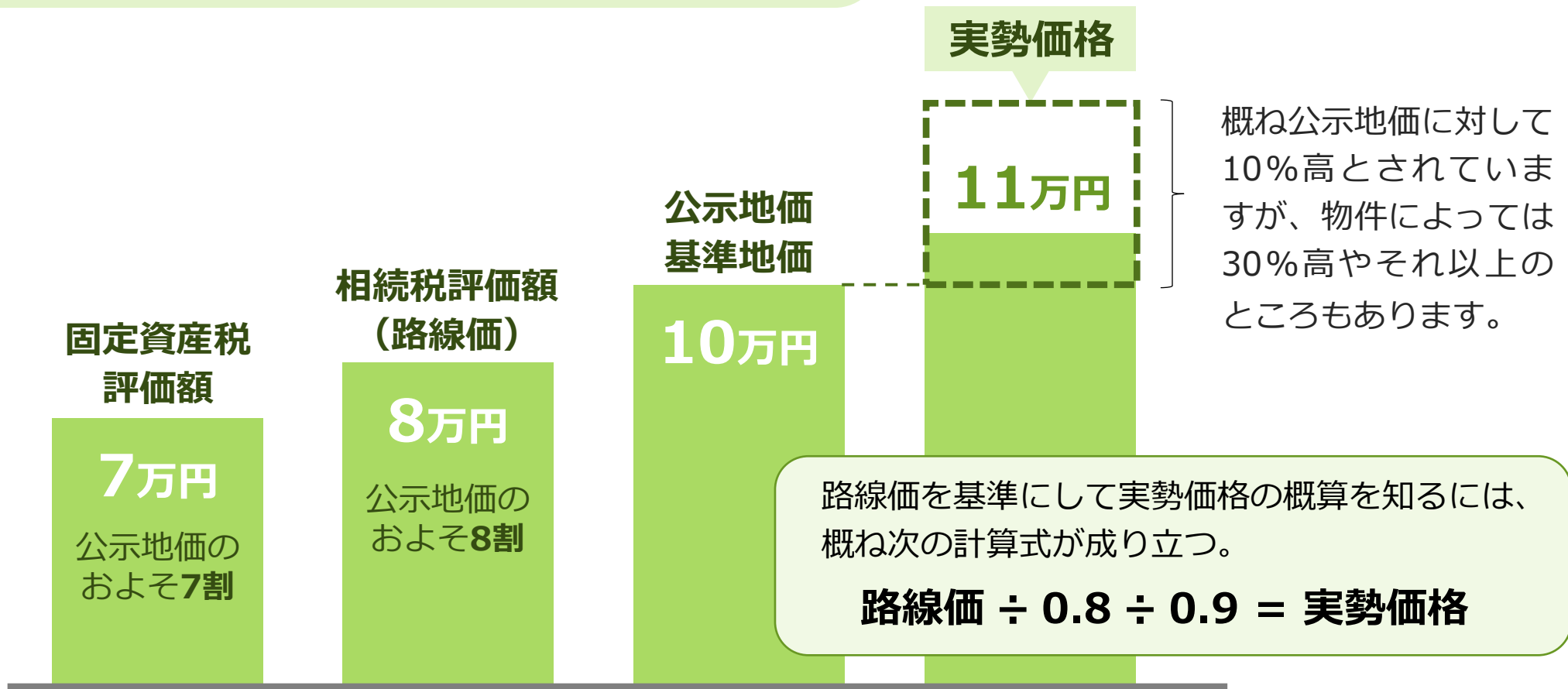
公示地価・基準地価・路線価とは

	公示地価	基準地価	路線価	
			相続税路線価	固定資産税路線価
	国が調べた 土地価格の目安	都道府県が調べた 適正価格	国税庁などが算定した 土地価格	
調査機関	国土交通省	都道府県	国税庁	全国市町村 23区は東京都
調査する 土地	住宅や商業・工事等に 使うための土地	公示地価と同じ	主な道路に面した建物を建てる土地	
調査日 (発表日)	毎年1月1日 (3月発表)	毎年7月1日 (9月発表)	毎年1月1日 (7月発表)	
活用事例	普段の土地の売買や公共 事業に使う土地を買う時 の値段の指標になる	公示地価と同じ	相続税や贈与税を 計算する基準になる	○ 固定資産税 ○ 登録免許税 ○ 不動産所得税等 を計算する基準になる
調査地点数 (2014年)	約2万3,380ヶ所	約2万2,000ヶ所	約34万4,000ヶ所	

出典： <https://www.juken-net.com/main/feature/landprice/>

不動産の価格は一つじゃない？！

それぞれの価格の見方



「実勢価格」とは、過去の取引例から算定した取引価格のことですが、**実際の売買では、**
買う側売る側の商談で価格が決まるため、実勢価格と異なる場合があります。

出典：http://fudousan.szt.co.jp/transition/tochi_kakaku.htm

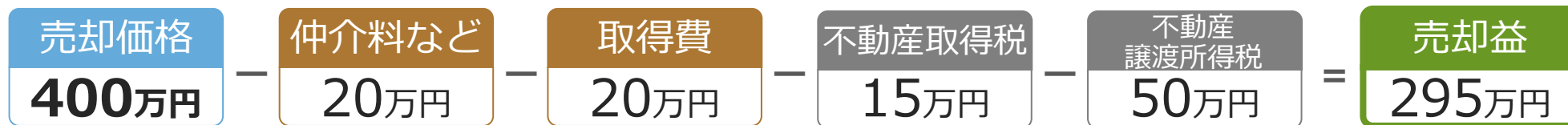
不動産の価格は一つじゃない？！

これだから難しい、不動産の価格①

事例 ①

※数字は参考値です

売却価格**400万円**予定の団地を贈与してもらった後に売ることにした。
売却した後、税務署に贈与税の申告に行くと、贈与税が**177万円!!**



ここから贈与税がかかり



団地の土地には、駐車場・公園・テニスコートなどさまざまな共有スペースがある。それも「共有」となるため、所有敷地面積が意外と広い。



注意

贈与時の評価が、1,000万円となった。売却価格が400万円。
相続・贈与の評価 < 売却価格 となるわけでは無いので注意！

不動産の価格は一つじゃない？！

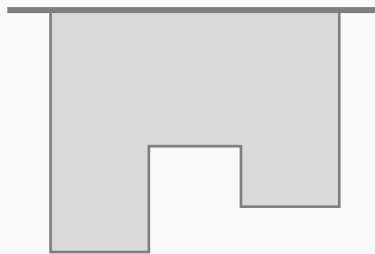
これだから難しい、不動産の価格②-1

事例②

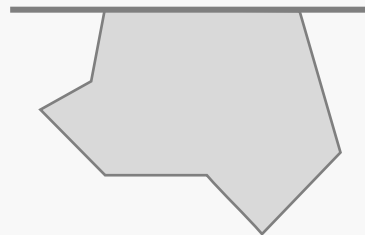
親の相続時、路線価と面積をかけて、自宅の土地評価を自分で計算した。
納税後、税理士に「土地の評価が高すぎて税金を払いすぎている」と指摘された。

① 土地は「正方形」ではない場合が殆ど

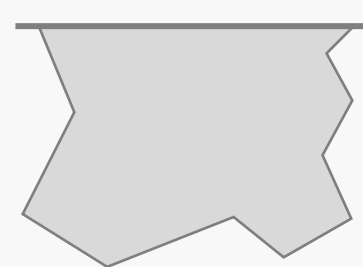
①間口は整っているが、奥が変形している



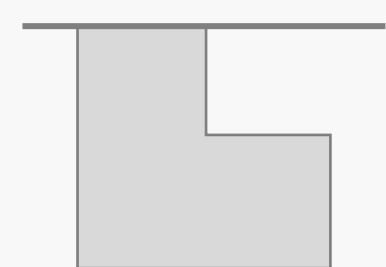
②間口より奥側の方が横に広いが、形が整っていない



③全体的にガタガタしている



④旗竿地になっている



次ページでは、「環境によっても土地評価が変わる」例をご紹介します。

不動産の価格は一つじゃない？！

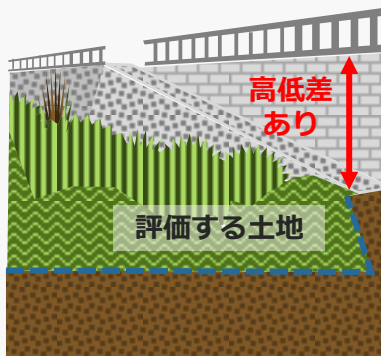
これだから難しい、不動産の価格②-2

事例②

土地評価をしっかりと行ったつもりが、近隣環境で評価減出来る条件を知らなかったために、相続税が高くなり、売らなくて良かった土地を売ってしまった。

② 近隣環境も評価に影響する

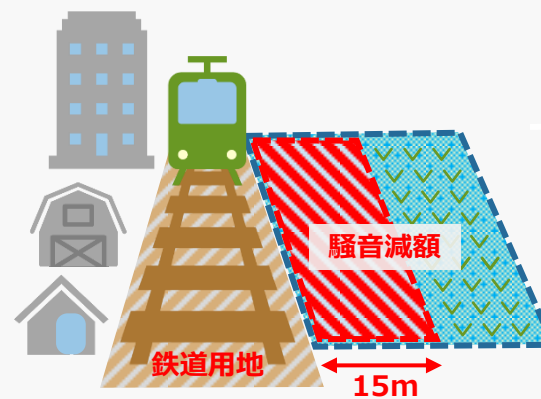
① 高低差あり



② 墓地減額



③ 騒音減額



④ 水路がある



その他に、一つの土地に見えて分筆されていたり、規模の大きい土地など、さまざまなケースでの評価があります。

不動産の価格は一つじゃない？！

これだから難しい、不動産の価格③

事例 ③

不動産評価を下げ過ぎても税務調査に入られる

- 相続税の調査率は約20%（法人税などと比べても高い）
- 調査は申告の約2年後（突然やってくる）
- 申告書の不備
- 資産2億円以上で調査率が上がる
- 被相続人に不動産所得がある（所得から想定される相続財産額が少ない）
- 税理士に依頼していない申告
- 調査には、質問への説明、書類の提出などがある



3

不動産に関する税金の基本



不動産に関する税金の基本

いつ払うの？

どこに払うの？

何を基準に？

不動産取得税



不動産を取得してから
[60日以内]
東京都の場合原則30日以内

申告

納税通知書
[1~2ヶ月]

納付

資産所在地の
都道府県税事務所
(都道府県税)

固定資産税
評価額

固定資産税



[1月1日]

※毎年1月1日現在の
所有者に納税義務

納税通知書

[4月]

[7月]

[12月]

[2月]

納付

納付

納付

納付

資産所在地の
市区町村役場
(市町村税)

※東京23区は都税事務所

固定資産税
評価額

所得税

[1月1日]

[12月31日]

[3月15日]

1年間の所得

申告・納付

本人の住所地の
所轄税務署
(国税)

所得

※所得税の申告をすれば、住民税や事業税の申告をする必要はありません。

不動産に関する税金の基本

いつ払うの？

どこに払うの？

何を基準に？

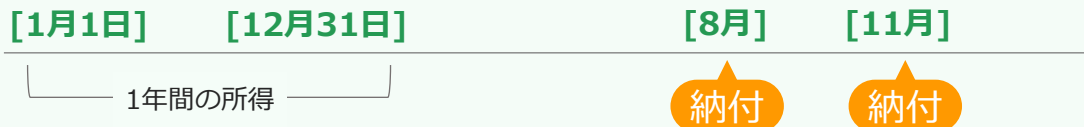
住民税



本人の住所地の
市区町村役場
(市町村税)
(都道府県税)

所得

事業税



本人の住所地の
都道府県税事務所
(道府県民税)

所得

贈与税



贈与を受けた人の所
轄税務署
(国税)

相続税評価額

相続税



被相続人が亡くなった日の翌日から
[10ヶ月以内]

申告・納付

亡くなった人の
所轄税務署
(国税)

相続税評価額

出典 : <https://www.daiwahouse.co.jp/tochikatsu/d-room/tax/procedure.html>

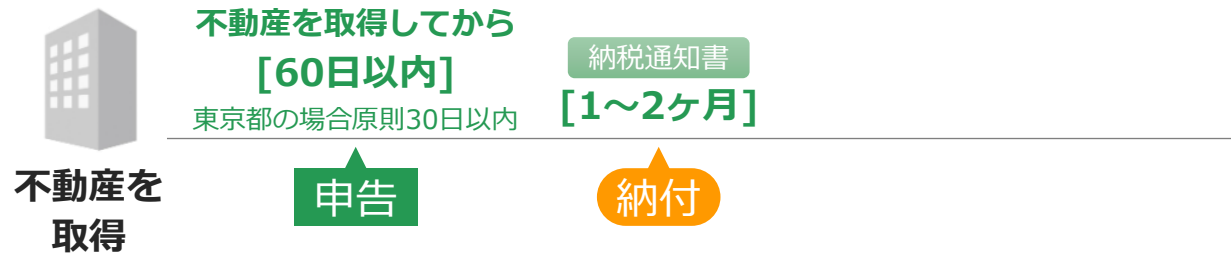
不動産に関する税金の基本

不動産取得税

いつ払うの？

どこに払うの？

何を基準に？



資産所在地の
都道府県税事務所
(都道府県税)

固定資産税
評価額

Point

相続で取得した場合は、不動産取得税はかかりませんが、贈与で取得した場合（夫婦間の居住用不動産贈与の特例や、相続時精算課税制度含む）は、不動産取得税がかかります。贈与を取り消した場合でも、不動産取得税がかかりますので、安易な贈与は避けましょう。不動産が未登記であっても、不動産取得税の対象です。

不動産に関わる税金の基本

固定資産税

いつ払うの？

どこに払うの？

何を基準に？



[1月1日]

毎年1月1日現在の
所有者に納税義務

納税通知書

[4月] [7月]

納付

納付

[12月] [2月]

納付

納付

資産所在地の
市区町村役場
(市町村税)

※東京23区は都税事務所

固定資産税
評価額

Point

建物の固定資産税評価は、自治体の家屋調査を行い評価額を決定し、固定資産税額を算出します。家屋調査を拒否すると、書類のみの調査となり、実際より高く評価されてしまうこともあります。調査には協力し、図面と現場を見てもらいながら適切な評価を受けましょう。

不動産に関わる税金の基本

所得税

いつ払うの？

[1月1日]

[12月31日]

[3月15日]

1年間の所得

申告・納付

どこに払うの？

本人の住所地の
所轄税務署
(国税)

何を基準に？

所得

Point

不動産収入を得るために直接必要な費用のうち、家事上の経費と明確に区分できるもの（固定資産税・修繕費など）は必要経費とすることができます。

家賃収入は総合課税として申告しますが、不動産譲渡所得は分離課税として総合課税とは別で申告します。

不動産に関する税金の基本

住民税

いつ払うの？

[1月1日] [12月31日]

1年間の所得

[6月] [8月] [10月] [1月]

納付 納付 納付 納付

どこに払うの？

本人の住所地の
市区町村役場
(市町村税)
(都道府県税)

何を基準に？

所得

Point

不動産所得が赤字で、他の収入が有る場合、損益通算され住民税が下がります。
個人事業主は、確定申告をすれば原則として住民税の申告は必要ありません。

不動産に関わる税金の基本

事業税

いつ払うの？

[1月1日] [12月31日]

1年間の所得

[8月] [11月]

納付

納付

どこに払うの？

本人の住所地の
都道府県税事務所
(道府県民税)

何を基準に？

所得

Point

各都道府県の条例で不動産貸付業、駐車場業の基準が決められています。不動産が所在している都道府県に確認してください。

青色申告特別控除を受けている方は、所得税の所得に青色申告特別控除を足したものが事業税の所得になります。

不動産に関わる税金の基本

贈与税

いつ払うの？

[1月1日]

1年間に贈与を
受けた財産

[3月15日]

申告・納付

どこに払うの？

贈与を受けた人の
所轄税務署
(国税)

何を基準に？

相続税評価額

Point

相続税より税率が高い分、「夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除」「住宅等取得資金の非課税制度」「相続時精算課税制度」などの特例があります。また、不動産売買時、相場より安すぎる価格で取引した場合、差額分を「贈与した」とみなされ、購入者に贈与税がかかる場合があるので注意です。

不動産に関わる税金の基本

相続税

いつ払うの？

どこに払うの？

何を基準に？



不動産を
相続

被相続人が亡くなった日の翌日から
[10ヶ月以内]

申告・納付

亡くなった人の
所轄税務署
(国税)

相続税評価額

Point

不動産を売却して納税資金にあてる場合、相続税の他、譲渡所得税の申告も必要になりますが、相続税申告期限の翌日から3年以内に相続した不動産を売却した場合に限り、相続税の一定額を取得費に加算できる「相続税の取得費加算の特例」が認められています。

4

相続を見据えた対策や運用



相続を見据えた対策や運用

世の中のサービスを利用した対策例

1. 不動産売却
2. 建替え
3. 投資用不動産購入
4. リースバック、
リバースモーゲージ

相続税・贈与税・遺産分割に 直接関連する対策例

1. 小規模宅地の活用
2. 配偶者居住権
3. 夫婦の間で居住用の不動産を
贈与したときの配偶者控除
4. 相続時精算課税制度
5. 住宅取得資金の特例
6. 民事信託

相続を見据えた対策や運用

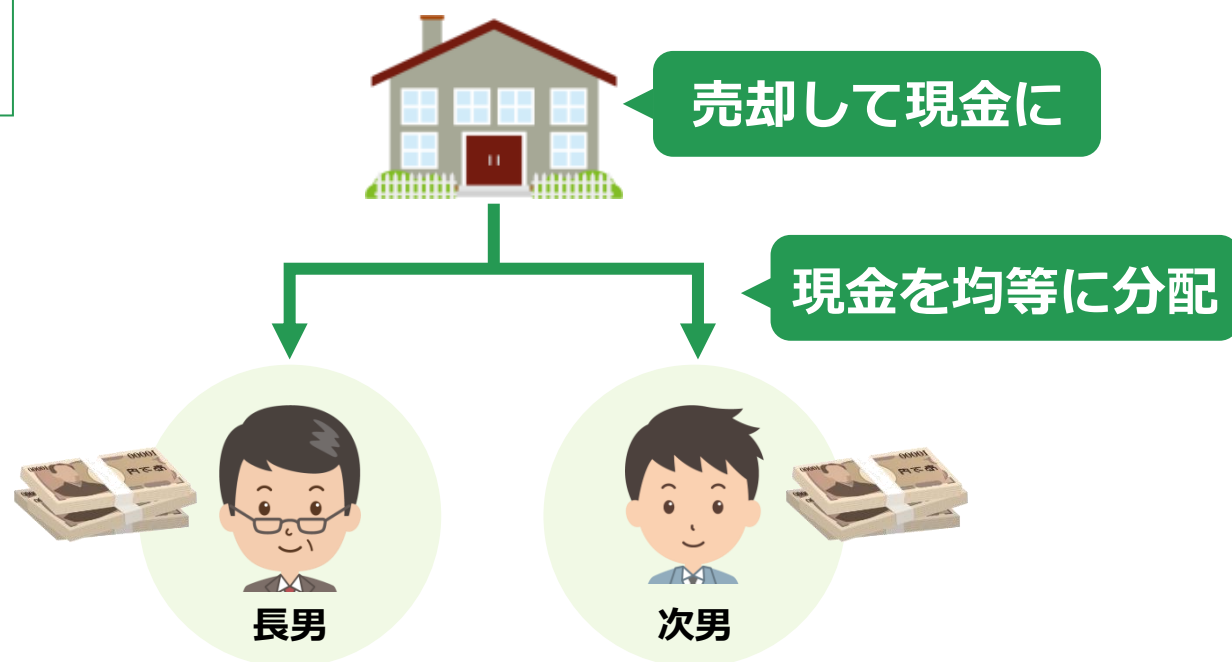
世の中のサービスを利用した

対策を例として4つご紹介します。

慎重な計画とそれぞれのデメリットも
理解しておくことが必要です。

相続を円滑にするための対策や運用

1. 不動産売却



Point



不動産を売却する メリット

- ・現金化して相続税の納税資金に充てられます。
- ・現金は遺産分割の際に分けやすい財産です。
- ・固定資産税の負担や維持費などがなくなります。



不動産を売却する デメリット

- ・現金化することで相続税評価額が高くなる
(不動産より現金のほうが相続税評価額が高いため)
- ・一度売却した場合、再度購入することは難しいです。
- ・譲渡所得税や仲介手数料の支払いがあります。

相続を円滑にするための対策や運用

2. 建替え

節税対策なし



現金3,000万円が
そのまま課税対象になる。

自宅を建替えた場合



1,800万円が課税対象になるので
対策前と対策後では、
課税価格は1,200万円減少する。

Point

現金をどれくらい不動産に使うかは、「納税資金」と「遺産分割」を考慮して決めましょう。現金は納税に必要ですし、遺産分割をスムーズにもします。

相続を円滑にするための対策や運用

3. 投資用不動産の購入



建物

(建物価格) 約**400**万円 (固定資産税評価額)

▼ 借家権割合で30%減

(相続評価額) 約**280**万円

(土地価格) 約**280**万円 (路線価)

▼ 借地権割合70%×借家権割合30%
= 21%減

(相続評価額) 約**221**万円

▼ さらに小規模住宅地特例を
受けた場合50%減

(相続評価額) 約**111**万円

現金2,900万円の場合

相続評価額減少分
なし

相続評価額合計

約**391**万円 (建物+土地)

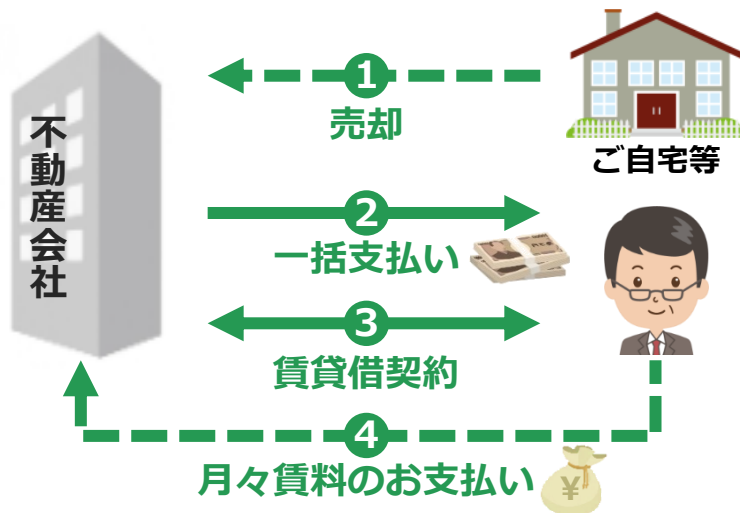
2,900万円

Point

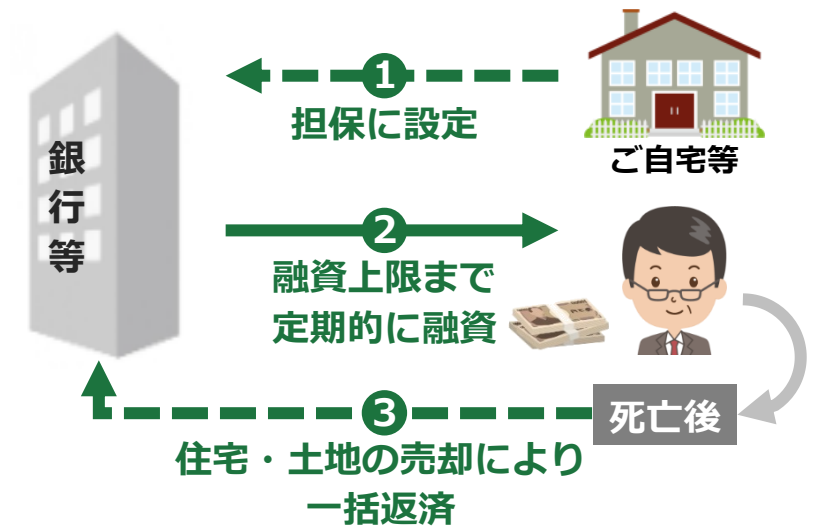
相続評価だけでなく「承継したい資産」と思ってもらえるように、「収支」「修繕費」「固定資産税」「空家リスク」「出口戦略(売却)」なども計画しましょう。

4. リースバック、リバースモーゲージ

リースバック



リバースモーゲージ



仕組み

不動産を売却後、そのまま賃借する

借入の有無

なし

所有権移転

する

担保の設定

不要

ポイント

- ・生活資金を作ることできる
- ・固定資産税、修繕費用なども考慮し検討。

不動産を担保にし、年金の形で受け取る

あり

しない

必要

- ・必要な時に必要なだけ追加融資できる
- ・相続発生時に売却で返済するか選択可能

相続を見据えた対策や運用

**相続税・贈与税・遺産分割に直接関連する
対策を例として6つ**をご紹介します。

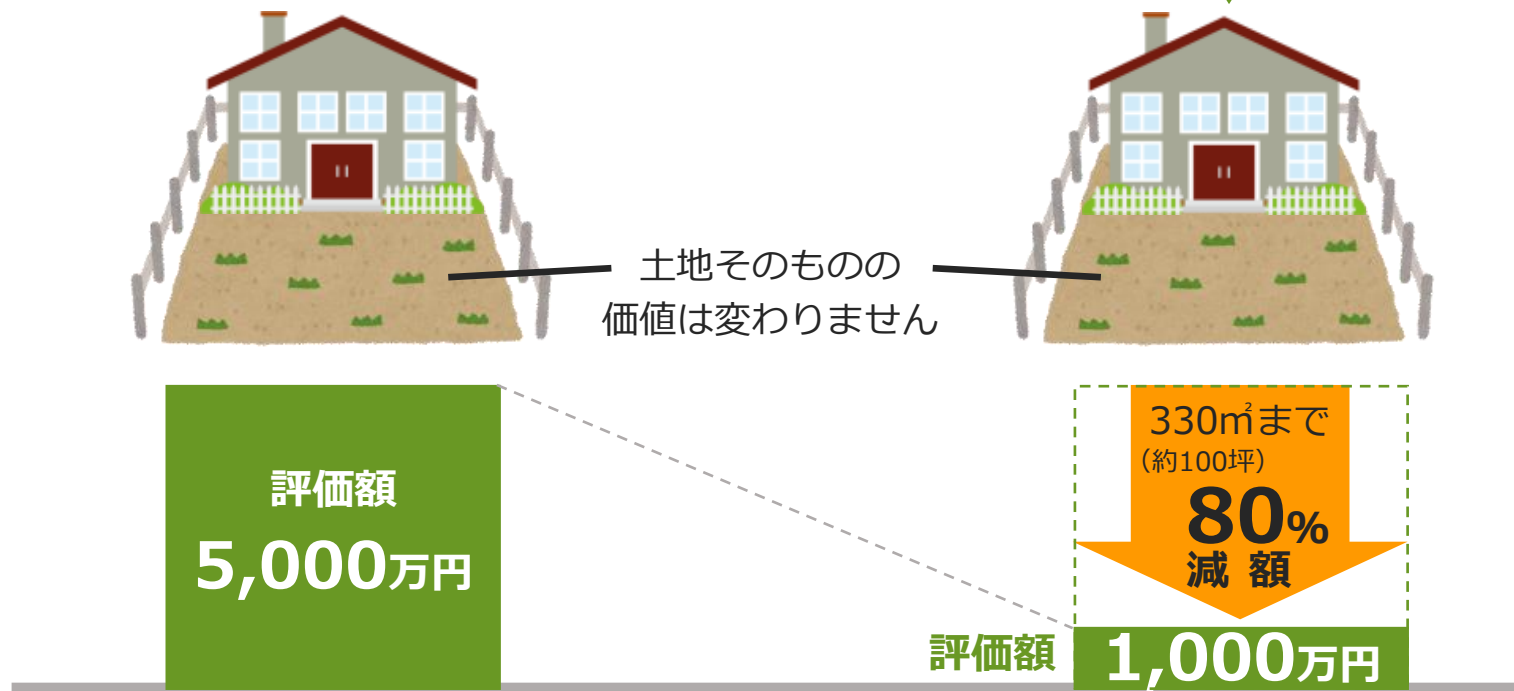
**慎重な計画とそれぞれのデメリットも
理解しておくことが必要です。**

**専門家に相談・依頼して、
ミスや不備を回避する必要があります。**

相続を円滑にするための対策や運用

1. 小規模宅地の特例

同じ家でも、特例を適用して
評価額が下がると相続するときに節税できる

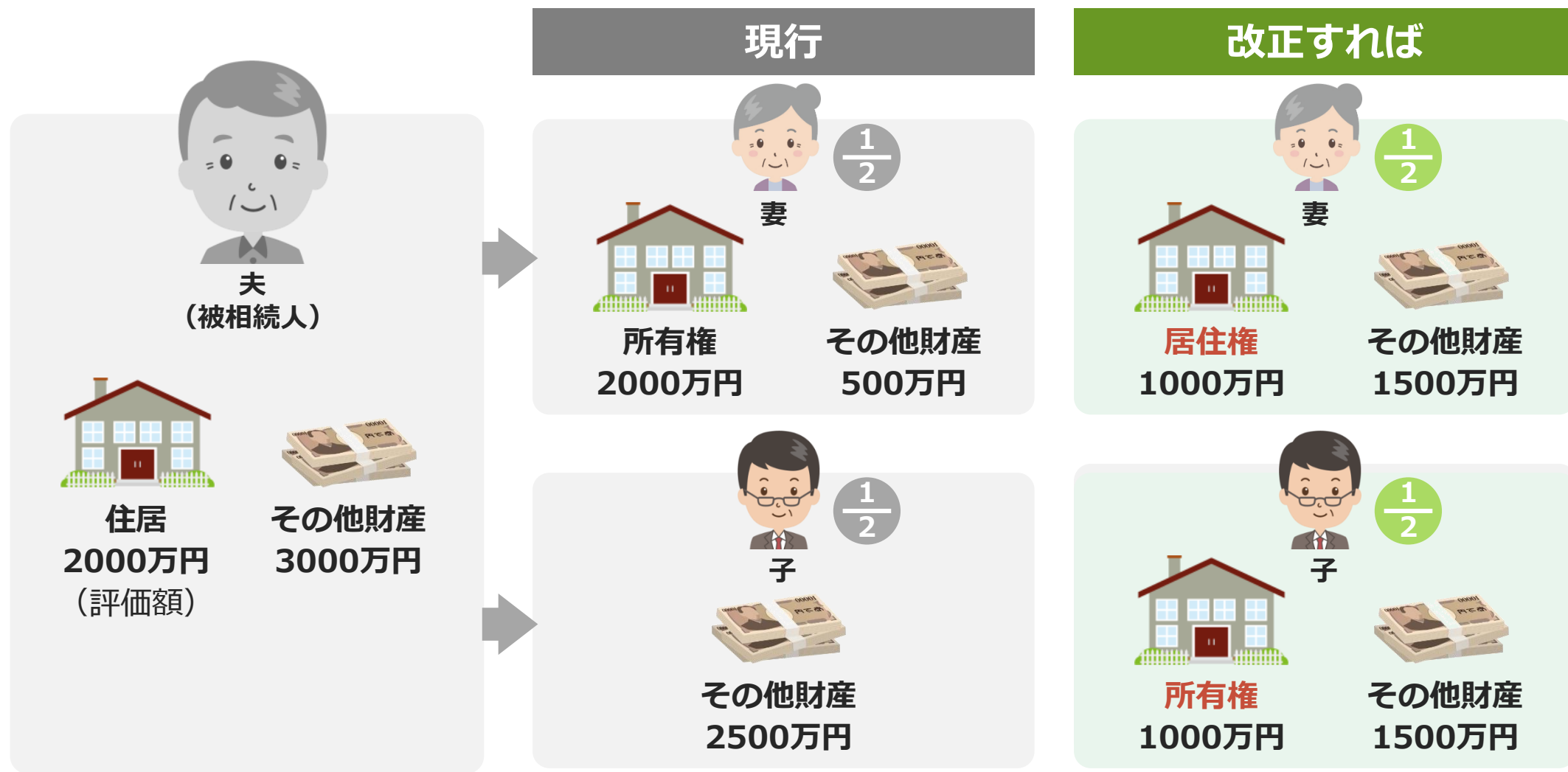


Point

次の章で少し掘り下げてお話いたします。 居住用、貸付用、事業用など種類や摘要判定が難しいので、専門家に必ず相談してください。

相続を円滑にするための対策や運用

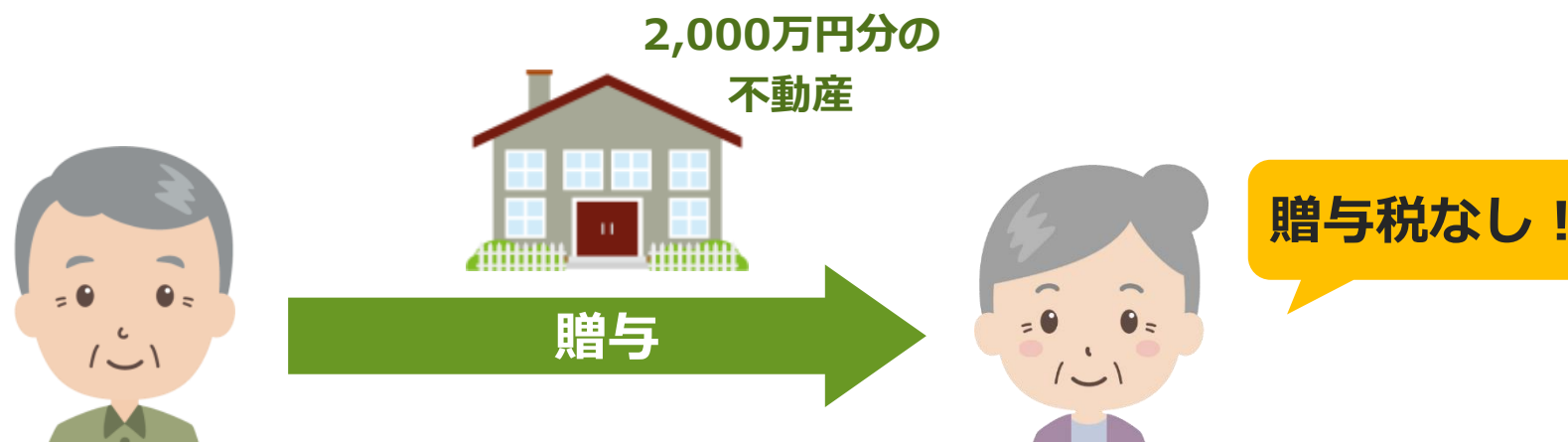
2. 配偶者居住権とは (夫が亡くなり、妻と子1人で遺産分割するケース)



Point

今の住居に住み続けながら、生活資金も得やすくなります。

3. 夫婦の間で居住用の不動産を贈与したときの配偶者控除



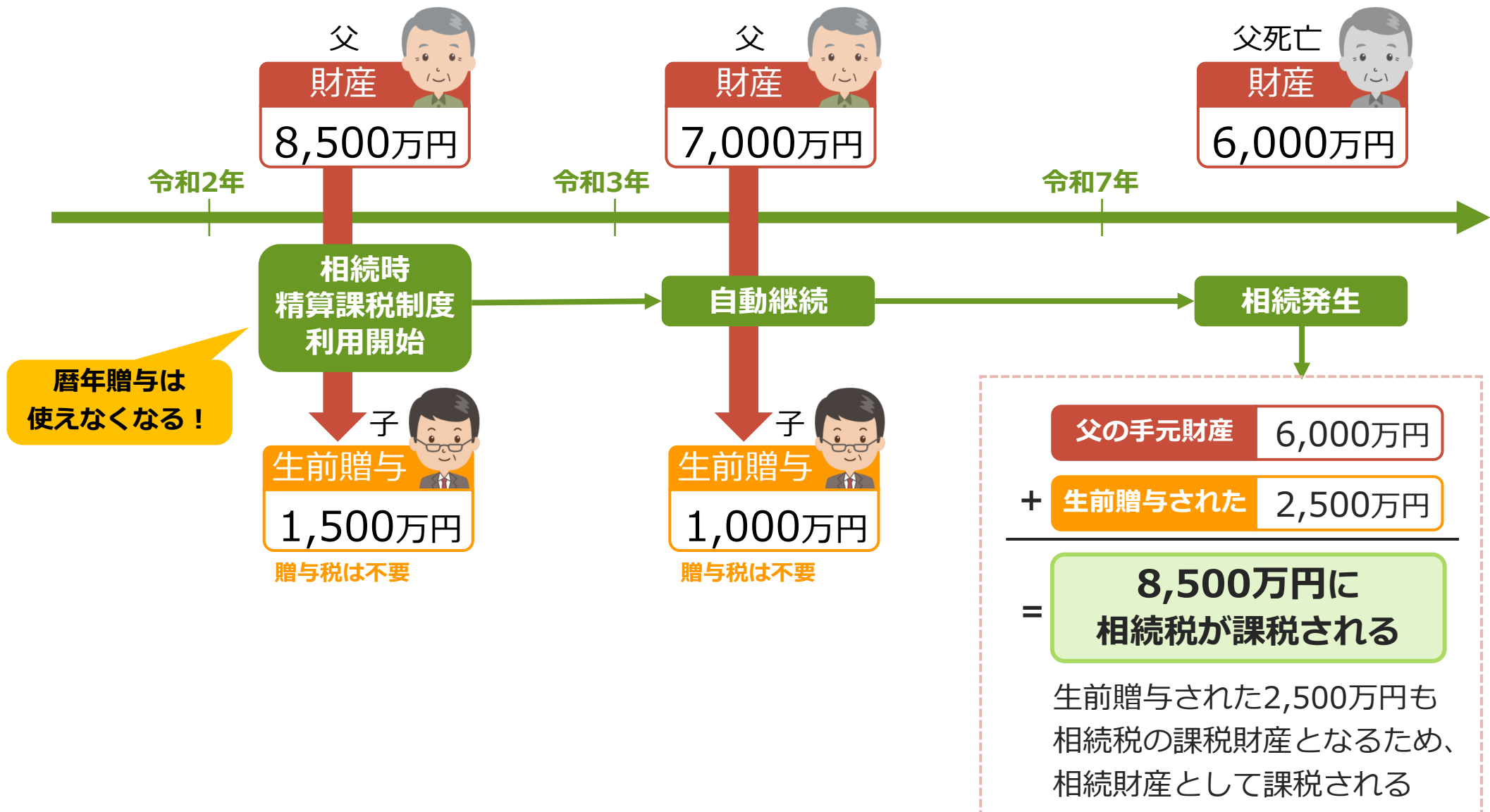
対象者：婚姻期間が20年以上の配偶者
対象財産：居住用財産（土地、建物、購入費）
控除金額：2,000万円

Point

同じ配偶者からの贈与については一生に一度しか適用を受けることができません。
基礎控除110万円と併用して2,110万円まで非課税にすることができます。

相続を円滑にするための対策や運用

4. 相続時精算課税制度



相続を円滑にするための対策や運用

5. 住宅取得資金の特例

一般的な贈与



年110万円以上の贈与
「贈与税」発生

住宅取得資金贈与の非課税制度



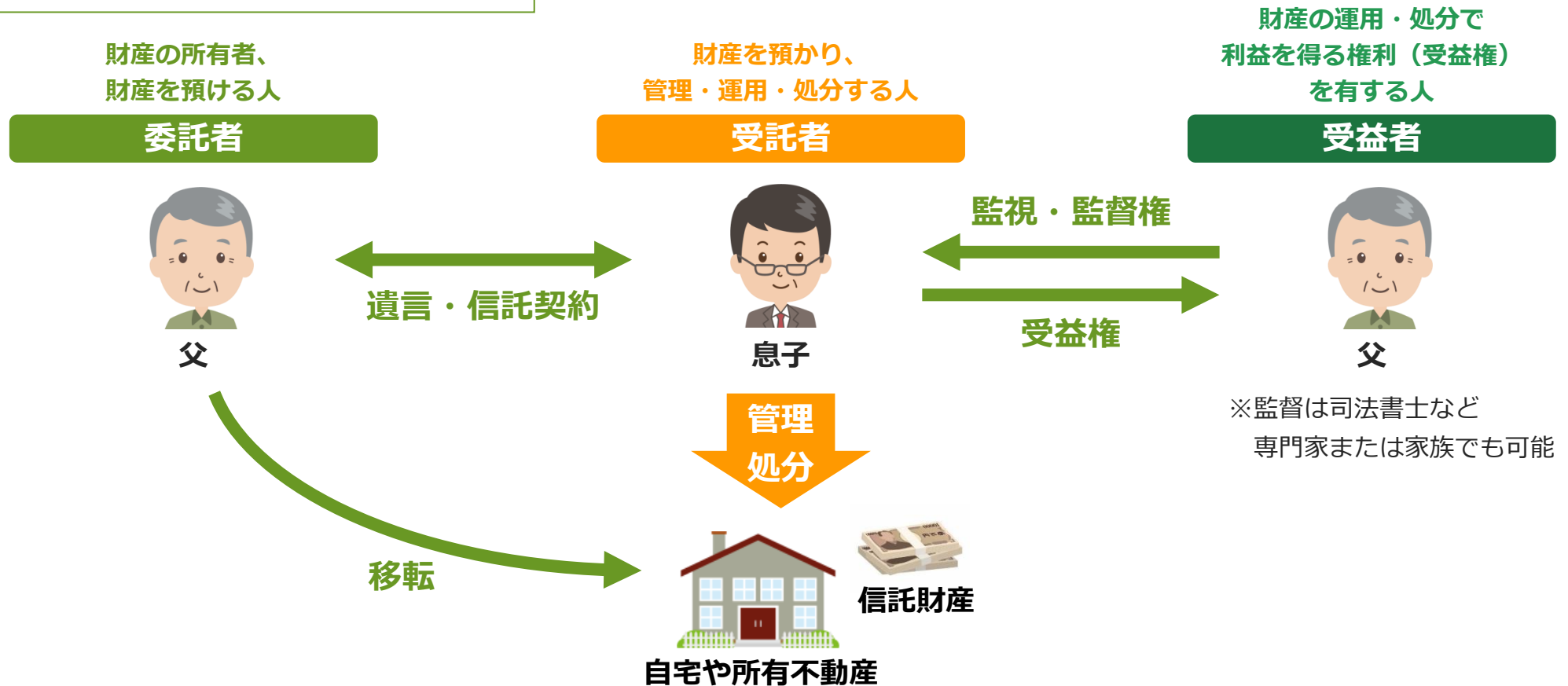
子・孫・ひ孫に対して
マイホーム購入資金としての
贈与であれば上限額まで
「税金0円」

Point

不動産契約の締結日や、省エネ住宅なのか？などの条件によって、非課税額が変わります。

相続を円滑にするための対策や運用

6. 民事信託



Point

遺言書や贈与、後見人などと併用して使用することができます。民事信託の設計は非常に難しく、組成後のトラブルになるので、必ず専門家に相談してください。

5

小規模宅地等の特例について

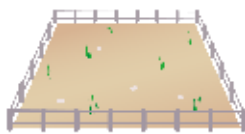


小規模宅地等の特例

小規模宅地等の特例とは

小規模宅地等の特例とは、相続税の計算上、被相続人等の自宅や事業用の敷地の評価について、一定の要件のもと**高額な減額**が認められているものです。

これは、自宅や事業用の敷地に相続税をまともに課したのでは、居住や事業を継続できなくなってしまう恐れがあるためです。



小規模宅地等の特例（財産の評価）

小規模宅地等の特例を受けられるかどうかチェック

居住や事業など、生活基盤である土地であること

被相続人が住んでいた宅地
or
被相続人と生計を一にする親族が住んでいた宅地

取得者の条件

- ① 取得者が被相続人の配偶者
- ② 取得者が同居している親族
⇒申告期限まで引き続き住み、その宅地を申告期限まで所有していること
- ③ 取得者が同居していない親族
⇒相続開始前3年以内に、国内で自分やその配偶者名義の家に住んでおらず、その宅地を申告期限まで所有していること

小規模宅地等の特例を受けられる
特定居住用宅地

その宅地の330㎡まで
評価額が**80%**減額される

被相続人が事業を営んでいた宅地
or
被相続人と生計を一にする被相続人が事業を営んでいた宅地

取得者の条件

親族が事業を引き継ぎ、申告期限までその宅地を所有し、事業を営んでいること

小規模宅地等の特例を受けられる
特定事業用宅地

その宅地の400㎡まで
評価額が**80%**減額される

被相続人が株式の過半数を所有する会社（いわゆるオーナー会社など）の事業で使われていた宅地
※または被相続人と生計を一にしていた親族

取得者の条件

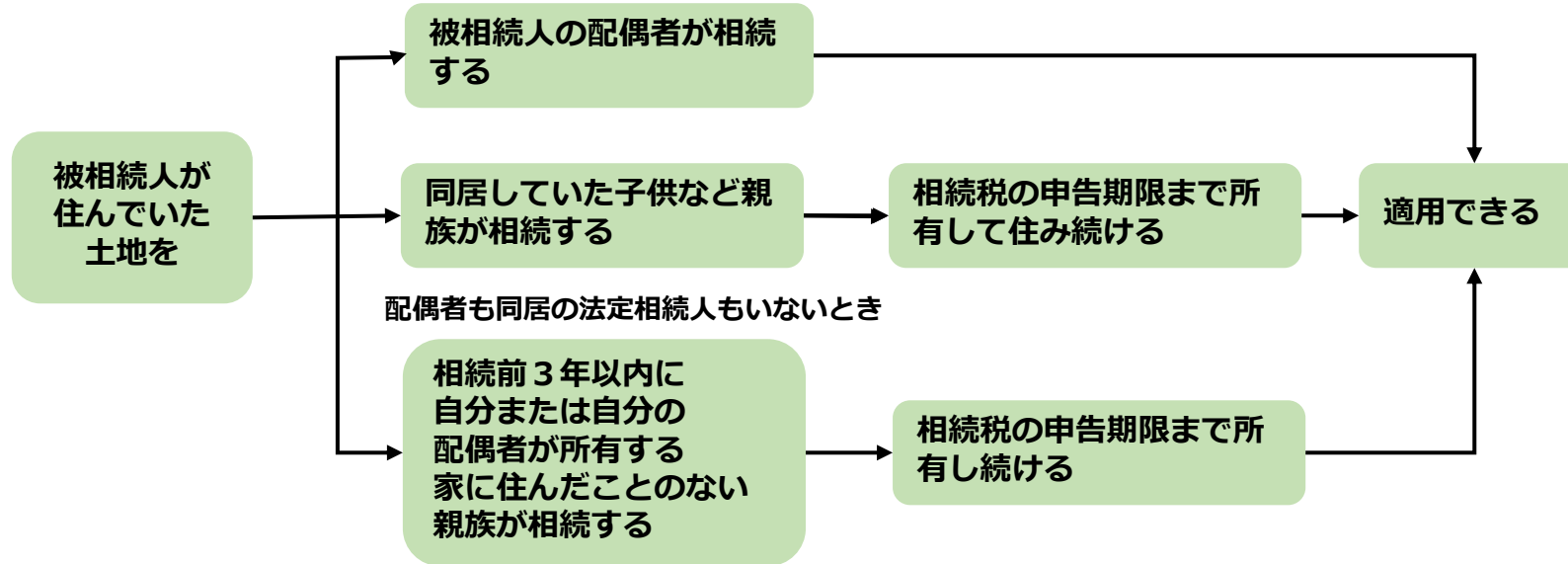
取得者が事業を引き継ぎ、申告期限までその宅地を所有し、事業を営んでいること

小規模宅地等の特例を受けられる
特定同族会社事業用宅地

事業の内容が不動産賃貸業、駐車場業、自転車駐輪場業の場合は、「貸付事業用宅地」となり、対象面積200㎡、減額割合50%となる

小規模宅地等の特例（適用される条件）

特例が適用される条件



二世帯住宅の場合（土地は親名義）

建物を区分登記していると

子世帯
50%

親世帯
50%



親の持ち分に相当する面積のみが評価減の対象

建物を共有登記していると

子世帯
親世帯
100%



敷地全部が評価減の対象

小規模宅地等の特例（積極的活用）

特例が受けられる「取得者の要件」とは

相続開始直前の利用状況ごとに、下記の通り「取得者」が定められています。

1. 被相続人の自宅の敷地

（1）配偶者

取得すれば要件を満たします。すぐに売却しても適用が受けられます。

（2）相続開始前から同居している親族（配偶者を除く）

相続税の申告期限まで居住し所有を継続する必要があります。

（3）相続開始直前に被相続人と同居していた法定相続人がいない場合には、 別居の親族

相続開始前3年以内に日本国内にあるその者又はその者の配偶者の所有する家屋（相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていた家屋を除く）に居住したことがない人です。この人は、居住しなくても申告期限まで所有していれば適用を受けられます。

小規模宅地等の特例（積極的活用）

特例が受けられる「取得者の要件」とは

2. 被相続人と生計を一にしていた親族が居住していた家屋の敷地

（1）配偶者

上記「被相続人の自宅の敷地」の場合の（1）と同じです。

（2）その生計一親族

申告期限まで居住し所有を継続する必要があります。

3. 被相続人の事業用地又は被相続人の生計一親族の事業用地

（1）被相続人の事業用地は親族

申告期限まで事業・所有を継続する必要があります。

（2）被相続人の生計一親族の事業用地はその生計一親族

申告期限まで事業・所有を継続する必要があります。

4. 特定同族会社の事業用地

申告期限までにその法人の役員になっている親族。申告期限まで所有を継続している必要があります。

小規模宅地等の特例（積極的活用）

小規模宅地等の特例 2つの要件

高額な減額がある小規模宅地等の特例は、被相続人等の居住用や事業用の宅地等（借地権を含む）で一定の要件に該当するものについてのみ適用が受けられます。

要件は下記の2つです。これらの要件のいずれも満たしていなければ適用は受けられません。

1. 相続開始直前の利用状況
2. 取得者

相続税の小規模宅地等の特例が受けられる事例

相続税の小規模宅地等の特例が受けられる事例（具体例）は下記の通りです。

- ・ 被相続人の自宅の敷地を配偶者または同居の子が取得した場合
- ・ 被相続人（1人暮らし）の自宅の敷地を賃貸住宅に暮らしている子が取得した場合
- ・ 被相続人の賃貸マンションの敷地を子が取得した場合
- ・ 被相続人のお店（金物屋さん）の敷地をお店を継ぐ子が取得した場合

小規模宅地等の特例（積極的活用）

特例が受けられる「相続開始直前の利用状況」とは

相続開始直前の利用状況はどうだったのか、取得者は誰か、この2点についてもう少し詳しく確認します。まずは「相続開始直前の利用状況」です。

要件は、被相続人等（被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族を含む）の居住用又は事業用（事業には、不動産賃貸事業や特定同族会社＜相続開始直前に被相続人及び親族その他特別の関係がある者が有する株式の総数が発行済株式の総数の50%を超える法人＞の事業を含む）の建物または構築物の敷地として利用されていたことです。

例えば、被相続人の自宅・アパート・貸駐車場（アスファルトなどの設備があるもの）
・事業所の敷地です。したがって、別生計の子の居住用・事業用の宅地や空き地では適用は受けられません。

小規模宅地等の特例（積極的活用）

誰が適用しても相続税の総額は減少する

財産額が確定すると、「相続税の総額」を計算しますが、税務署はこの財産の額と法定相続人の数から、機械的に税額をはじき出すのです。

具体的には、法定相続人が法定相続分通りに相続したものとして、各相続人ごとに税率を乗じて税額を算出。ここで計算された各人の税額を合計したものが「相続税の総額」で、基本的にはこれが全員で納めるべき税額となります。この方法だと、誰がどういうふうに分けても、分け方による税務署の取り分は変わらず、常に同じ額の税額を確保できる仕組みになっているのです。

さて、小規模宅地の評価減の特例ですが、例えば長男が自宅敷地を相続してこの適用を受けても、次男が貸付用敷地を相続して適用を受けても、相続税の総額は必ず減額されるでしょう。

もちろん、適用の仕方でも減額される額そのものは異なる事にはなります。ご自宅と貸付用の土地では路線価も違うでしょうし、減額割合も80%と50%と異なるからです。

小規模宅地等の特例（積極的活用）

この特例の適用で誰の税額が減少するのか？

相続税の総額は金額こそ異なるものの、誰がどのように適用しても、総額自体は減額されるとご説明しました。

しかし、その税額は誰がどのように負担するのでしょうか。それは実際の相続分の按分計算なのです。つまり、例えば3人の相続人が5：3：2で相続財産を分けたら、税負担も5：3：2になるのです。

そして、この5：3：2の計算は上記の特例の適用後の金額で行う事になっているのです。つまり、本来は1億円の評価の土地が、この特例で80%になり2,000万円で評価されたらどうでしょう。この按分計算でも本当は1億円相続しているのに、2,000万円分の相続をしたことにしかならず、非常に"得"をするのです。

そうだとすれば、誰も自分が相続した財産に適用したいと思うのは当然です。しかし、通常は相続税の総額を先ずは最小限にする事を優先するのではないのでしょうか。それは、最少額になった税額なら、全員の負担の減少につながるからです。

不動産は「資産」です。

「資産」であるがために、

“自分にとっては価値があるが、〇〇さんには価値が無い”

“自宅に対して相続税対策は万全だったが、

その後の固定資産税の支払いがキツイ”

など、人を喜ばせることもあれば、苦しませてしまうこともあります。

**「資産」は「管理」と「計画」がとても重要です。
今から、できることから、計画をしていきましょう。**



相続は専門家に相談しましょう

本日ご紹介した例はあくまでも一例です。

相続は税制面でも人間関係でも予想以上に問題になりやすいので、「自分たちは大丈夫」と思わずに一度専門家への相談をしましょう。



税理士は、相続の問題を親身に解決する身近な相談役です

「まずは相談を！」

お問い合わせ先


お電話でのご相談・ご質問はこちら

東京事務所

 **03-5436-3737**

福岡事務所

 **092-733-1840**

 相続・贈与相談センター®
アイリス税理士法人

お気軽にご相談ください。